



山形県公報

平成20年2月29日(金)
第1921号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

|                                             |             |     |
|---------------------------------------------|-------------|-----|
| 化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....               | (保健薬務課) ... | 250 |
| 興行場法施行細則の一部を改正する規則.....                     | ( 同 ) ...   | 同   |
| 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則.....                    | ( 同 ) ...   | 同   |
| 山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則..... | ( 同 ) ...   | 251 |

### 告 示

|                                    |                   |     |
|------------------------------------|-------------------|-----|
| 山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (産業政策課) ...       | 同   |
| 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (経営安定対策課) ...     | 253 |
| 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | ( 同 ) ...         | 同   |
| 家畜伝染病発生の届出.....                    | (工コ農業推進課) ...     | 同   |
| 事業の認定.....                         | (管 理 課) ...       | 254 |
| 建設業者に対する営業停止の処分.....               | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 255 |
| 同.....                             | ( 同 ) ...         | 同   |
| 同.....                             | ( 同 ) ...         | 256 |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....      | (都市計画課) ...       | 同   |
| 都市計画事業の変更の認可.....                  | ( 同 ) ...         | 同   |
| 県証紙売りさばき所の変更.....                  | (出 納 局) ...       | 257 |

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                              |   |
|----------------------------------------------|---|
| 山形県人事委員会規則4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則..... | 同 |
|----------------------------------------------|---|

#### 告 示

|                                                                                    |   |
|------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 昭和37年7月24日号外山形県人事委員会告示第3号(各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任)の一部改正..... | 同 |
|------------------------------------------------------------------------------------|---|

### 公 告

|                           |                     |     |
|---------------------------|---------------------|-----|
| 一般競争入札の公告.....            | (管 財 課) ...         | 同   |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (置賜総合支庁企画振興課) ...   | 258 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | ( 同 ) ...           | 259 |
| 同.....                    | (庄内総合支庁企画振興課) ...   | 同   |
| 一般競争入札の公告.....            | (情報企画課) ...         | 同   |
| 同.....                    | (置賜総合支庁保健企画課) ...   | 261 |
| 同.....                    | ( 同 ) ...           | 262 |
| 同.....                    | (村山総合支庁家畜保健衛生課) ... | 263 |
| 同.....                    | (公安委員会) ...         | 264 |
| 同.....                    | ( 同 ) ...           | 265 |
| 同.....                    | ( 同 ) ...           | 266 |

|   |       |       |        |
|---|-------|-------|--------|
| 同 | ..... | ( 同 ) | ...268 |
| 同 | ..... | ( 同 ) | ...269 |
| 同 | ..... | ( 同 ) | ...270 |
| 同 | ..... | ( 同 ) | ...271 |
| 同 | ..... | ( 同 ) | ...272 |

正 誤

規 則

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第 8 号

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律施行細則（昭和32年 7月県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 法第 4 条ただし書（法第 8 条において準用する場合を含む。）の規定による不許可の通知をすること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年 9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第19項第 1 号中ホをへとし、二をホとし、八をことし、口の次に次のように加える。

ハ 法第 4 条ただし書（法第 8 条において準用する場合を含む。）の規定による不許可の通知に関すること

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第 9 号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和40年12月県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 2 条第 2 項ただし書の規定による不許可の通知をすること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年 9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第14項第 1 号中ハをことし、口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 法第 2 条第 2 項ただし書の規定による不許可の通知に関すること

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第10号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和40年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。  
(2) 法第2条第2項ただし書の規定による不許可の通知に関すること。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
( 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正 )
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項委任事項の欄第15項第1号中へをトとし、ホをへとし、二をホとし、八をことし、口を八とし、イの次に次のように加える。  
口 法第2条第2項ただし書の規定による不許可の通知に関すること

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第11号

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則（平成13年3月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条中第35号を第36号とし、第18号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。  
(18) 法第37条第2項の規定による指導及び助言に関すること。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
( 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正 )
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項委任事項の欄第21項中第35号を第36号とし、第18号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。  
(18) 法第37条第2項の規定による指導及び助言に関すること

告 示

山形県告示第185号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程（昭和40年4月県告示第341号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表を次のように改める。

| 保 証 制 度                             |      | 補 給 割 合                                                                         |
|-------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 小額融資保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。） | 県特   | 協会が年0.45パーセントから2.20パーセントまでの範囲内で中小企業者等ごとに定める信用保証料率（以下「基本保証料率」という。）に10分の3を乗じて得た割合 |
|                                     | 特別小口 | 年0.30パーセント                                                                      |

| 小口零細企業保証制度(山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。) |                   | 基本保証料率に10分の3を乗じて得た割合 |
|---------------------------------------|-------------------|----------------------|
| 近代化資金保証制度                             | 公害防止対策            | 年0.46パーセント           |
|                                       | エネルギー対策           | 年0.46パーセント           |
|                                       | 新事業開拓             | 年0.46パーセント           |
|                                       | 労働力確保関連           | 年0.34パーセント           |
|                                       | 中小小売商業関連          | 年0.34パーセント           |
|                                       | 伝統的工芸品支援関連        | 年0.46パーセント           |
|                                       | 地域伝統芸能等関連         | 年0.34パーセント           |
|                                       | 流通業務総合効率化関連       | 年0.34パーセント           |
|                                       | 特定事業活動等関連         | 年0.46パーセント           |
|                                       | 中心市街地商業等活性化(支援)関連 | 年0.34パーセント           |
|                                       | 創業等関連             | 年0.40パーセント           |
|                                       | 特定新技術事業活動関連       | 年0.46パーセント           |
|                                       | 経営革新関連            | 年0.34パーセント           |
|                                       | 経営基盤強化関連          | 年0.34パーセント           |
|                                       | 創業関連              | 年0.40パーセント           |
|                                       | 経営資源活用関連          | 年0.34パーセント           |
|                                       | 周辺地域整備関連          | 年0.46パーセント           |
|                                       | 異分野連携新事業分野開拓関連    | 年0.34パーセント           |
|                                       | 特定研究開発等関連         | 年0.34パーセント           |
|                                       | 地域産業集積関連          | 年0.34パーセント           |
| 地域産業資源活用事業関連                          | 年0.34パーセント        |                      |
| 再挑戦支援                                 | 年0.40パーセント        |                      |
| 商工業振興資金保証制度                           |                   | 基本保証料率に10分の4を乗じて得た割合 |

|                                          |            |             |
|------------------------------------------|------------|-------------|
| セーフティネット保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）  | 第1号から第6号まで | 年0.46パーセント  |
|                                          | 第7号及び第8号   | 年0.39パーセント  |
| 事業再生保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）      |            | 年0.88パーセント  |
| 事業再生円滑化関連保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。） |            | 年0.704パーセント |

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年10月1日から適用する。
- 平成19年10月1日前に山形県信用保証協会が行った債務の保証に係る保証料補給金については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第186号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程  
 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
 第2条の表中「年0.60%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年1月25日から適用する。
- 平成20年1月25日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第187号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程  
 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
 第2条の表中「年0.60パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年1月25日から適用する。
- 平成20年1月25日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第188号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所       | 発 生 年 月 日   |
|----------|-------|-----------|----|---------------|-------------|
| ヨ－ネ病     | 牛     | 患 畜       | 1  | 西置賜郡白鷹町十王4415 | 平成20. 2. 15 |

## 山形県告示第189号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 起業者の名称

天童市

## 2 事業の種類

天童市スポーツセンター「グリーンパーク（仮称）」整備工事

## 3 起業地

(1) 収用の部分 天童市大字小関字堅田前地内

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

天童市スポーツセンター「グリーンパーク（仮称）」整備工事（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である天童市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 天童市では、平成18年3月に策定された第五次天童市総合計画後期基本計画に基づく天童市スポーツ振興計画「活力あるスポーツタウンを目指して」を基本理念として、幅広い市民スポーツの振興を促進する環境造りが進められている。その中で中核的役割を果たす天童市スポーツセンターは平成元年に開設して以来、総合体育館、野球場等の整備が進められてきて、近年の利用者は24万人を越えており、その役割の増大と多様な用途に対応することが求められ、施設の整備拡充は必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、野球場を大会等で利用する場合、ウォーミングアップを行う場所がないため敷地内通路等を利用している状況にあり、利用者には不便をきたすだけでなく、来場者の安全確保の面からも早急に改善が求められる状況にある。

本件事業は、野球場部分に隣接する敷地を取得し、盛土及び芝生の植生を行い野球場利用者のウォーミングアップ場を整備することで、利用者及び来場者の利便及び安全の課題を解決するとともに、野球場として利用しない場合においてもパークゴルフ場として活用することができるため、施設機能の拡充も図ることができるものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、希少動植物や文化財等は確認されておらず、工事期間中の重機等の騒音・振動による利用者への影響が考えられるが、工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから影響は軽微であると認められる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、利用者が継続して活動できるようスポーツセンターの機能を維持しながら事業を進める必要があること、野球のためのウォーミングアップに対応できるような施設機能を有した敷地面積を確保すること、車社会に対応すべく交通の利便に優れていること等を考慮し、現スポーツセンター野球場の隣接地を条件として選定された3箇所について比較検討が行われており、現野球場に一番近く接道条件が良いこと、支障物件がなく総建設費を低く抑えることができることなど、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件起業地が最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 本スポーツセンターの野球場は県内中央部に位置することから、中高校生の大会のほかには社会人やプロ野

球までと幅広い利用形態があり、役割が増大している。しかしながら、現在のスポーツセンターの野球場は大会等で利用される場合、次の試合のウォーミングアップを行う施設がないため通路等を利用せざるを得ない状況にあり、利用者への不便、さらには来場者の安全面の確保にも支障をきたしている。野球場として管理運営面からもウォーミングアップ施設を整備することは緊急の課題であり、市民の安全安心面の強化に迅速に対応していくことが強く望まれている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

□ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

天童市教育委員会体育課

山形県告示第190号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 処分をした年月日

平成20年2月20日

2 処分を受けた者

(1) 商号 小林木工所

(2) 主たる営業所の所在地 東田川郡庄内町狩川字今岡46番地の5

(3) 代表者の氏名 小林 明

3 処分の内容

建具工事業に関する営業のうち、民間工事について、平成20年3月7日から同月9日までの3日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

小林木工所が、宗教法人青林寺発注の本堂新築工事において、元請業者であるマキタ建設株式会社から、建設業法第3条第1項の許可を受けないで、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項に規定する請負代金の額以上の工事を請け負ったことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

山形県告示第191号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 処分をした年月日

平成20年2月20日

2 処分を受けた者

(1) 商号 齋藤板金

(2) 主たる営業所の所在地 東田川郡庄内町狩川字東興野15番地

(3) 代表者の氏名 齋藤 真澄

3 処分の内容

板金工事業に関する営業のうち、民間工事について、平成20年3月7日から同月9日までの間の3日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

齋藤板金が、宗教法人常照寺発注の本堂・客殿・庫裏新築工事において、元請業者であるマキタ建設株式会社

から、建設業法第3条第1項の許可を受けないで、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2第1項に規定する請負代金の額以上の工事を請け負ったことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

#### 山形県告示第192号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 処分をした年月日  
平成20年2月20日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 有限会社齋藤建具店
  - (2) 主たる営業所の所在地 東田川郡庄内町常万字常岡106番地
  - (3) 代表者の氏名 齋藤 芳郎
- 3 処分の内容  
建具工事業に関する営業のうち、民間工事について、平成20年3月7日から同月9日までの3日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実  
有限会社齋藤建具店が、宗教法人常照寺発注の本堂・客殿・庫裏新築工事において、元請業者であるマキタ建設株式会社から、建設業法第3条第1項の許可を受けないで、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2第1項に規定する請負代金の額以上の工事を請け負ったことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

#### 山形県告示第193号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき遊佐町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 遊佐都市計画道路
  - (2) 名称 7・5・1号鶴田舞鶴線、7・5・3号鶴田南北線
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

#### 山形県告示第194号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
真室川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 真室川都市計画下水道事業
  - (2) 名称 真室川市公共下水道
- 3 変更の内容
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成10年3月3日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第195号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名    | 売りさばき所の所在地       |                   | 承認<br>年月日  |
|-------------------------|------------------|-------------------|------------|
|                         | 変更前              | 変更後               |            |
| 株式会社奥山商店<br>代表取締役 奥山 春樹 | 東村山郡山辺町大字山辺204番地 | 東村山郡山辺町大字山辺2976番地 | 平成20. 2.20 |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月29日

山形県人事委員会  
委員長 小 野 勝

別表第4第2項第3号を次のように改める。

(3) 非常勤職員の職（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用する短時間勤務職員の職を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

## 山形県人事委員会告示第1号

昭和37年7月24日号外山形県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成20年2月29日

山形県人事委員会  
委員長 小 野 勝

第1項八を次のように改める。

八 非常勤職員の職（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用する短時間勤務職員の職を除く。）

第1項二中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改め、同項に次のように加える。

ホ 育児休業法第18条第1項の規定により採用する短時間勤務職員の職

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                 | 日 時                      | 入札に付する物件                          | 予定価格        |
|-------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|-------------|
| 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1<br>庄内総合支庁11号会議室 | 平成20年3月27日(木)<br>午後1時30分 | 酒田市東町一丁目23番5<br>宅地 5,744.11平方メートル | 77,800,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                          | 場 所                                 | 日 時                      |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 酒田市東町一丁目23番5<br>宅地 5,744.11平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1<br>庄内総合支庁11号会議室 | 平成20年3月13日(木)<br>午後1時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成20年2月18日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 やまがたプレマリッジプランナー

## (2) 代表者の氏名

熱海 恭子

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市松が岬二丁目4番21-1号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、山形県内在住の未婚者に対して、結婚相手の紹介及び相談活動、結婚に関する各種イベントの開催、結婚に関する情報の提供などの結婚推進支援事業を行い、幸せな家庭づくりと豊かな人づくりを目標に、少子化対策及び活力ある地域づくりを図り、地域の人口増加に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年2月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 森の子会
  - (2) 代表者の氏名  
我妻 壽光
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市万世町牛森4172番地の6
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、乳幼児、児童、高齢者、知的及び身体障害者に対して、子どもの健全育成を図る事業、及び生活の自立を図り、職業能力の開発を支援する事業を行い、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、幸せな生きがいのある生活の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年2月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 地域振興支援協会
  - (2) 代表者の氏名  
和田 仁
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市漆曾根字四合田139番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、暮らしやすい地域社会を実現するために、地域環境や社会福祉などの保全が欠かせない課題を認識し、あらゆる日本の市民に対して、地域社会で自立した生活を営み、社会参加を確保していくために必要な事業や自然環境の保全の方法・手段、科学技術の利用、文化振興などに関する活動を行う。  
そして、誰もが安心して暮らせる文化・福祉・人権・教育の推進を図るとともに、多様で有益な価値の創造と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県給与等システムに係る仮想マシン化及び擬似Web化移行業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ミーティングルーム(15階)
  - (2) 日 時 平成20年4月9日(水) 午前10時
- 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県給与等システムに係る仮想マシン化及び擬似Web化移行業務一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札要件書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成20年12月24日まで
  - (4) 履行場所 入札要件書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1)から(4)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(5)から(9)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 過去5年以内に仮想マシン化及び擬似Web化の構築実績有することを証明できること。なお、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合にあつて、当該役務の履行期間が平成20年3月31日までに終了するときは、当該実績を有するものとみなす。
  - (5) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(3)までの要件を満たしていること。
  - (6) 共同企業体のいずれかの構成員が(4)の要件を満たしていること。
  - (7) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
  - (8) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (9) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札要件書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課給与システム班 電話番号023(630)3270
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び3の(4)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(6)から(8)までに係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）を平成20年3月27日（木）午後5時までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合、この公告は効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be procured : Effort to shift the current salary system to a

virtual machine and pseudo Web based system.

(2) Time-limit for tender : 10:00A.M. April 9, 2008

(3) For more information, please contact : Salary System Group, Information Planning Division, Administrative System Reform Promotion Office, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan Phone: 023-630-3270

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動車ガソリンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県置賜総合支庁長 齋 藤 忠 男

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 米沢市金池三丁目1番26号 山形県置賜保健所講堂

(2) 日 時 平成20年3月24日(月) 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 無鉛レギュラーガソリン(JIS2号) 16,800リットル

(2) 契約期間及び納入方法 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、店頭渡しにて指定する数量を納入すること。

(3) 納入場所 店頭渡し

(4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行例(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)

(5) 山形県内に本店又は営業所等を有し、山形県置賜保健所庁舎から半径1.5キロメートル以内に給油所を有すること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

米沢市金池三丁目1番26号 山形県置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課総務係 電話番号0238(22)3000

(2) 入札説明書の交付場所等 山形県置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課総務係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成20年3月12日(水)午後5時までに山形県置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課総務係に提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子複写機複写サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県置賜総合支庁長 齋 藤 忠 男

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市金池三丁目1番26号 山形県置賜保健所講堂
- (2) 日 時 平成20年3月24日(月) 午後2時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をするサービスの名称及び予定数量

イ 名 称 電子複写機複写サービス

ロ 予定数量

(イ) 白 黒 400,000枚(年間)

(ロ) カラー 2,500枚(年間)

- (2) 調達をするサービスの仕様 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 複写機の設置場所 山形県置賜保健所
- (5) 入札方法 (1)のロの(イ)及び(ロ)ごとの1枚当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行例(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 県内に本店又は営業所等を有し、かつ、米沢市内に保守管理等の拠点を有すること。また、保守管理等の拠点には保守管理技術者等を常駐させ、複写サービスに必要な消耗品(コピー用紙を除く。)の円滑な供給ができ、故障等の連絡を受けた場合は直ちに保守管理技術者等を派遣し、正常な状態に回復できる体制が確保できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

米沢市金池三丁目1番26号 山形県置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課総務係 電話番号0238(22)3000

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)のロの予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月12日(水)午後5時までに山形県置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課総務係に提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、白灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県村山総合支庁産業経済部

家畜保健衛生課長 新 関 博 夫

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字漆山736 山形県村山総合支庁産業経済部 家畜保健衛生課 研修室
- (2) 日 時 平成20年3月25日(火) 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 白灯油(JIS) 30,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 山形市大字漆山36 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行例(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規程により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県村山総合支庁の所管区域に給油所を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字漆山736 山形県村山総合支庁産業経済部 家畜保健衛生課調達担当 電話番号023(686)4410

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成20年3月7日(金)午後3時まで山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、放置車両確認事務委託の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年3月21日（金）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
放置車両確認事務委託 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形警察署の管轄区域内
- (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと及び政令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則（昭和39年県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に規定する山形県公安委員会の登録を受けた法人であること。
- (5) 道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けた者を3名以上確保できる法人であること。
- (6) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいる者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)に係る登録（更新）通知書の写し並びに3の(5)に係る駐車監視員一覧表及び正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面（法定保険の加入状況を示した書面等）（以下「申請書等」という。）を平成20年3月7日（金）午後4時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日まで当該申請書等に関し説明

又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動車保管場所現地調査業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年3月21日（金）午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
自動車保管場所現地調査業務 一式（約87,000件（平成20年度見込み件数））
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 県内一円
- (5) 入札方法 自動車保管場所現地調査1件当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと及び政令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人であり、山形県内に活動拠点となる主たる事業所があること。
- (5) 自動車保管場所現地調査の指示を受けた翌日まで自動車保管場所現地調査を完了するため、別表に掲げる履行場所ごとに、それぞれ同表に定める現地調査員数及び事務所数を確保していること。
- (6) 1年以上引き続き業として自動車保管場所現地調査業務又は同等の業務を営んでいる者であること。
- (7) 自動車保管場所現地調査業務を的確に処理する能力を有すること。
- (8) 自動車保管場所証明申請に関する業務を行う者及びこれと密接に関連している者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 役員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれにも該当しないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)、3の(7)及び3の(8)に係る登記事項証明書並びに3の(5)に係る現地調査員及び事務所一覧表並びに現地調査員が正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面(法定保険の加入状況を示した書面等)並びに3の(6)に係る契約履行実績一覧表並びに3の(7)、3の(8)及び3の(9)に係る財務諸表(申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と賃借対照表(1年分))並びに3の(7)、3の(8)に係る定款等並びに3の(10)に係る誓約書(以下「申請書等」という。)を平成20年3月7日(金)午後4時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 別表

| 履 行 場 所                                                       | 現 地 調 査 員 数 | 事 務 所 数 |
|---------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 山形警察署<br>上山警察署<br>天童警察署<br>寒河江警察署<br>村山警察署<br>尾花沢警察署<br>の管轄区域 | 15名以上       | 1箇所以上   |
| 新庄警察署<br>の管轄区域                                                | 2名以上        | 1箇所以上   |
| 庄内警察署<br>酒田警察署<br>鶴岡警察署<br>の管轄区域                              | 6名以上        | 1箇所以上   |
| 長井警察署<br>小国警察署<br>南陽警察署<br>米沢警察署<br>の管轄区域                     | 5名以上        | 1箇所以上   |

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動車保管場所データ入力等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
- (2) 日 時 平成20年3月21日(金) 午後2時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

## 自動車保管場所データ入力等業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 県内14警察署
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと及び政令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人であり、山形県内に活動拠点となる主たる事業所があること。
- (5) 速やかに「申請書類の受理に関する業務」、「データ入力に関する業務」、「標章等の交付に関する業務」及び「書類整理に関する業務」に対応できる体制であること。
- (6) 1年以上引き続き業として自動車保管場所データ入力等業務又は同等の業務を営んでいる者であること。
- (7) 自動車保管場所データ入力等業務を的確に処理する能力を有すること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 役員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれにも該当しないこと。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)及び3の(7)に係る登記事項証明書並びに3の(5)に係るデータ入力等職員一覧表及び正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面（法定保険の加入状況を示した書面等）並びに3の(6)に係る契約履行実績一覧表並びに3の(7)及び3の(8)に係る財務諸表（申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と賃借対照表（1年分））並びに3の(7)に係る定款等並びに3の(9)に係る誓約書（以下「申請書等」という。）を平成20年3月7日（金）午後4時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パーキング・メーター管理及び手数料収納業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年3月21日（金）午後3時30分

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 調達をする役務の名称及び数量

パーキング・メーター管理及び手数料収納業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形市香澄町一丁目及び香澄町二丁目地内（通称大手門通り商店街）
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと及び政令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人であり、山形県内に活動拠点となる主たる事業所があること。
- (5) 1年以上引き続き業としてパーキング・メーター管理及び手数料収納業務又は同等の業務を営んでいる者であること。
- (6) 山形県財務規則第70条の2各号に掲げる委託基準を満たしていること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 役員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれにも該当しないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)及び3の(6)に係る登記事項証明書並びに3の(5)に係る契約履行実績一覧表並びに3の(6)に係るパーキング・メーター管理人が正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面（法定保険の加入状況を示した書面等）並びに3の(6)及び3の(7)に係る財務諸表（申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1年分））並びに3の(6)に係る定款等並びに3の(8)に係る誓約書（以下「申請書等」という。）を平成20年3月7日（金）午

後4時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年3月24日（月）午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び役務の名称及び数量  
電子計算機の賃貸借及び保守 一式
- (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価のうち、12か月分の賃借額に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 過去5か年の間に国、地方公共団体又は都道府県警察本部に当該賃貸物品と同様若しくは同等の物品等を一括納入した実績があることを証明できること。
- (6) 納入仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 当該調達に係る予算が成立しない場合には、この公告は効力を有しない。

- (2) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(5)及び(6)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類（以下「納入仕様書等」という。）を平成20年3月11日（火）午後2時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ウイルス対策ソフトライセンス更新手続きの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年3月24日（月）午後2時30分

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 調達をする手続きの名称及び数量

トレンドマイクロ社LEISecガバメント版Wランクにおける下記ライセンスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの使用許諾に係る更新手続き

|                      |            |
|----------------------|------------|
| Client/Server Suite  | 1,271ライセンス |
| InterScan for Domino | 677ライセンス   |

- (2) 調達をする手続きの仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行場所 入札説明書による。
- (4) 入札方法 (1)の使用許諾期間に掲げる使用料の総価による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 当該調達に係る予算が成立しない場合には、この公告は効力を有しない。

- (2) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月11日（火）午後2時までに提出すること。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、機械設備保守点検業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年3月25日（火）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県総合交通安全センター機械設備保守点検業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であって、県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する者。
- (5) 5,000㎡以上の建築物において、過去5年以内に調達役務と同種の役務を履行した実績があること。なお、調達役務と同種の役務を履行している場合にあつて、当該役務の履行期間が平成20年3月末日までに終了するときは実績を有するものと見なす。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高楯1,300（山形県総合交通安全センター）  
山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月12日（水）午後3時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、村山警察署庁舎清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月29日

村山警察署長 竹 岡 信 夫

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 村山市中央一丁目2番5号 村山警察署3階会議室
- (2) 日 時 平成20年3月24日（月）午前10時00分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 村山警察署庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が平成20年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

村山市中央一丁目2番5号 村山警察署会計課 電話番号0237-52-0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月13日（木）午前11時までに村山警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤                                                                                                                                                                     | 正                                         |
|------------|------------|------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 平成19.12.21 | 第1902号     | 1614 | 5     | 「同号」                                                                                                                                                                  | 「同号に」                                     |
| 同          | 同          | 1615 | 1     | 「、又は」                                                                                                                                                                 | 「をし、又は」                                   |
| 同          | 同          | 同    | 同     | 「、自己啓発等休業をし、又は」                                                                                                                                                       | 「をし、自己啓発等休業をし、<br>又は」                     |
| 同          | 同          | 同    | 下から20 | を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。<br>第101条第2項中「給料」を「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額に算出率を乗じて得た額)」に改める。<br>第101条の2第3項中「給料」を「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額に算出率を乗じて得た額)」に改める。<br>第101条の7中「あつては、」 | を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。<br>第101条の7中「あつては、」 |
| 同          | 同          | 1616 | 27    | 第2項中                                                                                                                                                                  | 附則第2項中                                    |
| 同          | 同          | 同    | 同     | 「経過措置基準額」                                                                                                                                                             | 「経過措置基準額に」                                |
| 同          | 同          | 同    | 下から11 | 得た額)」                                                                                                                                                                 | 得た額)に」                                    |
| 同          | 同          | 同    | 下から1  | 「勤務する日を含む。)」                                                                                                                                                          | 「勤務する日を含む。)をいう。」                          |
| 同          | 同          | 1619 | 18    | 「職員」                                                                                                                                                                  | 「職員に」                                     |
| 同          | 同          | 同    | 20    | 職員」                                                                                                                                                                   | 職員に」                                      |
| 同          | 同          | 1620 | 19    | 除した                                                                                                                                                                   | 除して                                       |
| 平成20.2.19  | 第1918号     | 194  | 下から12 | 同 1615番1まで                                                                                                                                                            | 同 1590番8まで                                |

平成20年 2月29日印刷  
平成20年 2月29日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056